

愛知県労災指定医協会会報

目次

●巻頭言	1
●第12回定時総会	2
●会務報告（庶務・事業報告）	3
●貸借対照表 / 財産目録 / 正味財産増減計算書	4
●令和5年度監査報告書	8
●令和6年度事業計画	9
●令和6年度収支予算書	10
●愛知県労災指定医協会役員	12
●労災診療費算定基準が改定	13
●愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り	15
●ワンポイント労災診療	17

編集・発行

愛知県労災指定医協会

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル6階
TEL 052-263-0093
FAX 052-263-6775
<http://www.aichi-rousai.jp>

第125号

令和6年10月末日

巻頭言

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
副会長 浅井 貴裕



日頃より、当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。長く続いた新型コロナウイルス感染症の呪縛から逃れ、新たな年を迎えた日に能登半島で地震が発生し、甚大な被害が出ております。DMATなどでご活躍された先生もいらっしゃると思います。被災されているすべての皆様、および地域が1日も早く復興されることを祈るばかりです。

8月には南海トラフ地震臨時情報も発令され、不安な時間を過ごすこととなりました。防災への意識が否応なく高められております。

昨年末からの政治家の政治資金不記載問題に比べ、令和6年診療報酬改定では些少とも言える点数算定アップのために費やされる労力だけでなく、ベースアップ評価料など煩わしい点数算定に頭を悩まされている先生も多いと思われます。他方で、任意取得のはずのマイナンバーカードへの保険証登録による既存保険証の新規発行停止など、国民に決して利点でないものも多く推進されています。

明るい話題といえば、パリオリンピック、パラリンピックでの選手たちの生き生きとした表情、しっかり結果を残す姿も多く見られ、感動と共に賞賛の声を上げられた先生も多いことと思います。放送時間の都合上、労務時間に重い瞼と戦われた先生もいらっしゃったのではないのでしょうか？

ただし、セレモニーや劣悪な競技環境など問題視されている部分もあります。トライアスロンは、日頃生活排水の流れるセヌ川でスイムが行われました。競技終了後、体調不良を訴える選手の報道もあり、国際オリンピック委員会には労務災害として認定して頂き、厚い手当てをして頂きたいものです。

そして、なんとといっても大谷翔平選手！前人未到の50本塁打、50盗塁をあっさりと達成し、より大きな夢を見させて貰えることを期待してしまいます。

我々は地にしっかり足をつけ、労災医療の質の向上に努めてまいりたいと思っております。

今後も協会運営にご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

第12回定時総会

日時 令和6年7月4日(木) 午後2時～
場所 名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル9階ホール

来賓祝辞

愛知労働局長 阿部 充

一般社団法人愛知県労災指定医協会第12回定時総会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働行政の運営、とりわけ労災補償行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日より、感染症法上の位置付けが5類に変更されましたが、いまだ感染者の報告が続いているところです。

常に感染リスクが伴う中、高い緊張感と使命感を持ちながら、日々の業務に取り組まれ、最前線の厳しい現場を支えていらっしゃるエッセンシャルワーカーの皆様方のご尽力に、心から感謝を表します。

さて、本年4月から、これまで適用が猶予されていた医師等についても、時間外・休日労働の上限規制の適用が開始されております。愛知労働局としましても、法の円滑な施行と、医師を含めた医療従事者の勤務環境改善に向け、愛知県医療勤務環境改善支援センターと連携し、法の周知や支援に取り組んでいく所存です。引き続き、貴協会のご協力を賜れば幸いです。

愛知労働局管内における新型コロナウイルス感染症を除く令和5年の労働災害による死亡者数等は、死亡者数が35名と前年より2名減少した一方で、休業4日以上死傷者数が7,817名と前年より228名増加という結果になったところです。

労災保険制度は、被災者に対して迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付、社会復帰の促進等を行い、セーフティネットとしての役割を担うことにあります。このため、労働災害で被災した場合には、医療機関において速やかに治療を受け、リハビリや職場復帰のための指導を受けることが不可欠です。

その中で労災保険指定医療機関制度は、被災者が一時的にせよ経済的負担を被ることなく速やかに治療が受けられることで、被災者が安心して治療に専

念できる仕組みとして、被災者の迅速な社会復帰に不可欠なものです。愛知県内には、本年5月末現在で1,933の労災指定医療機関があり、この制度を適正に運営するため、貴協会並びに会員の皆様方には多大なるご尽力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

また、当局の労災診療費協議会に、貴協会から多数の委員の推薦をいただいております。毎回、貴重な医学的意見を頂戴することで、労災診療費の審査事務も円滑に進んでおります。初診料・再診料の金額の引き上げなど、労災診療費の算定基準が改定され、令和6年6月1日以降の診療から適用されることとなりましたが、今後も引き続き、適正な労災診療費の支払いのため、ご協力をお願いいたします。

さらに、平成26年2月から開始された電子レセプトのオンライン請求につきましては、貴協会のご支援により、本年4月末現在411の医療機関でご利用いただいております。今後も積極的に利用勧奨に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

結びに、一般社団法人愛知県労災指定医協会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご活躍を心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

■議事

- 第1号議案 令和5年度会務の報告
- 第2号議案 令和5年度財務諸表に関し承認を求める件
- 第3号議案 令和6年度事業計画に係る報告
- 第4号議案 令和6年度収支予算書に係る報告
- 第5号議案 理事の選任に関し承認を求める件

※会員総数1,207名（令和6年7月4日現在）、出席会員657名（うち委任状提出者626名）であり過半数以上により成立。

第1号議案「会務の報告」から第5号議案「理事の選任に関し承認を求める件」の議案すべてにおいて、報告、承認がなされ閉会しました。

会務報告

(庶務・事業報告)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

令和5年度の会務について、下記のとおり報告します。

I. 庶務に関する事項

1. 会員数について（令和6年3月31日現在）

会員数 1,214（入会：6 退会：19）

(会員内訳)

地区	種別	令和5年度			地区	種別	令和5年度			
		入会	退会	会員数			入会	退会	会員数	
名古屋地区	千種区		2	34	尾張地区	北名古屋市			10	
	東区		1	9		清須市			14	
	北区			33		西春日井郡			1	
	西区			29		犬山市		1	15	
	中村区		1	33		江南市			16	
	中区			23		丹羽郡			14	
	昭和区	1		22		愛西市			9	
	瑞穂区		2	25		あま市			13	
	熱田区		2	16		弥富市			6	
	中川区		1	46		海部郡			13	
	港区			23		大府市			15	
	南区		1	32		知多市			10	
	守山区		1	27		常滑市			9	
	緑区			34		知多郡		1	17	
	名東区	1	1	27		東三河地区	豊橋市		1	57
	天白区			27		豊川市			24	
尾張地区	一宮市	1	1	53	新城市			14		
	稲沢市	1		29	田原市			8		
	瀬戸市			24	北設楽郡			3		
	尾張旭市			17	蒲郡市			11		
	長久手市			11	西三河地区	岡崎市		1	58	
	半田市			19		額田郡			4	
	春日井市		1	49		西尾市			20	
	津島市			9		碧南市			12	
	小牧市			24		刈谷市			22	
	東海市	1		11		知立市			9	
	岩倉市			7		高浜市			6	
	豊明市			10		安城市			21	
	日進市			15		豊田市		1	51	
	愛知郡		1	7		みよし市			7	
	合 計				6	19	1,214			

2. 会務に関する主なる会議

(1)第11回定時総会

日時 令和5年6月22日(木)

場所 愛知県医師会館8階会議室(801-804)

議事

- ①令和4年度会務の報告
- ②令和4年度財務諸表に関し承認を求める件
- ③令和5年度事業計画に係る報告
- ④令和5年度収支予算書に係る報告
- ⑤理事の選任に関し承認を求める件

(2)理事会

計11回開催(臨時を含む) 議事・詳細は省略

(3)常任理事会

計4回開催 議事・詳細は省略

(4)その他の会議

ア 愛知県損害保険医療協議会専門委員会

第1回 令和5年7月6日(木)

- ①苦情処理申立て状況について
—令和5年度新規受理事案
- ②その他

イ 愛知県整形外科・外科審査委員合同研究会

日時 令和6年2月10日(土)

場所 TKP ガーデンシティPREMIUM
名古屋ルーセントタワー

II 事業に関する事項

1. 事業場衛生管理者の教育・指導
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓発指導
3. 学術講演会
4. 労災診療費算定実務研修会
5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導
6. 労災診療費の受領委任
7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援
9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策
10. 労働保険事務組合事業
11. 会報の発行(ホームページ掲載)
12. 労働災害の対応

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	46,874,234	37,499,823	9,374,411
未収金	93,504	84,375	9,129
仮払金	0	0	0
流動資産合計	46,967,738	37,584,198	9,383,540
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	4,110,967	4,478,981	-368,014
特定資産合計	4,110,967	4,478,981	-368,014
(2) その他固定資産			
什器備品	262,294	302,529	-40,235
ソフトウェア	257,950	331,650	-73,700
電話加入権	84,693	84,693	0
その他固定資産合計	604,937	718,872	-113,935
固定資産合計	4,715,904	5,197,853	-481,949
資産合計	51,683,642	42,782,051	8,901,591
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
未払費用	1,459,853	1,534,223	-74,370
前受金	0	0	0
預り金	210,262	372,401	-162,139
仮受金	25,872	27,984	-2,112
流動負債合計	1,695,987	1,934,608	-238,621
2. 固定負債			
役員退職引当金	2,650,317	3,018,343	-368,026
職員退職引当金	1,460,650	1,460,638	12
固定負債合計	4,110,967	4,478,981	-368,014
負債合計	5,806,954	6,413,589	-606,635
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	45,876,688	36,368,462	9,508,226
正味財産合計	45,876,688	36,368,462	9,508,226
負債及び正味財産合計	51,683,642	42,782,051	8,901,591

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

(単位：円)

貸借対照表科目		場所等	使用目的等	金額
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			46,874,234
	現金	手元保管金	運転資金として	97,261
	預金	普通預金	運転資金として	46,776,973
	未収金			93,504
	仮払金			0
流動資産合計				46,967,738
2 固定資産				
(1) 特定資産				
	退職給付引当資産			4,110,967
	役員退職積立預金		役員の退職金支払いに備えている	2,650,317
	職員退職積立預金		職員の退職金支払いに備えている	1,460,650
(2) その他固定資産				
	什器備品		家具一式、パソコン	262,294
	ソフトウェア		給与ソフト	257,950
	電話加入権 1台			84,693
固定資産合計				4,715,904
資 産 合 計				51,683,642
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払費用			1,459,853
	預り金		所得税、社会保険料。住民税等	210,262
	前受金		整形外科医会協力金 (R3,4年度分)	0
	仮受金			25,872
流動負債合計				1,695,987
2 固定負債				
	役員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	2,650,317
	職員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	1,460,650
固定負債合計				4,110,967
負 債 合 計				5,806,954
正 味 財 産				45,876,688

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収支			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	41	39	2
特定資産受取利息	41	39	2
受取入会金	60,000	160,000	-100,000
受取入会費	60,000	160,000	-100,000
受取年会費	10,998,000	11,124,000	-126,000
受取年会費	10,998,000	11,124,000	-126,000
事業収益	4,530,990	4,339,330	191,660
労災保険情報センター受取研修助成金	810,990	819,330	-8,340
労災保険情報センター受取事業協力金	1,470,000	1,270,000	200,000
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,000,000	1,000,000	0
愛知女性医師の会受取事業協力金	550,000	550,000	0
受取負担金	15,162,840	14,643,530	519,310
受取事業運営負担金	15,162,840	14,643,530	519,310
委託事業収益	2,490,400	2,160,400	330,000
受取愛知県委託金	0	0	0
受取労働局委託金	0	0	0
事務組合委託費	2,490,400	2,160,400	330,000
雑収益	3,240,989	6,789,466	-3,548,477
受取利息	513	417	96
中部医師共済会受取事務費	344,337	518,867	-174,530
医師会負担金	2,112,000	5,503,554	-3,391,554
雑収益	784,139	766,628	17,511
事業活動収入計	36,483,260	39,216,765	-2,733,505
(2) 事業活動支出			
事業費	6,156,071	5,817,491	338,580
給料手当	4,403,007	4,353,885	49,122
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	679,869	624,285	55,584
旅費交通費	116,580	115,320	1,260
通信運搬費	137,934	125,435	12,499
減価償却費	73,700	36,850	36,850
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	29,906	28,666	1,240
修繕費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
光熱水量費	0	0	0
賃借料	19,536	51,504	-31,968
諸謝金	0	0	0
租税公課	16	10	6
支払手数料	1,459	3,311	-1,852
委託費	528,000	264,000	264,000
雑費	166,064	214,225	-48,161
管理費	20,818,963	23,482,142	-2,663,179
給料手当	10,405,747	12,707,878	-2,302,131
退職給付費用	36	503,560	-503,524
福利厚生費	1,891,668	2,226,377	-334,709
会議費	72,110	70,000	2,110
旅費交通費	1,809,670	2,037,640	-227,970
通信運搬費	1,280,751	1,289,299	-8,548
減価償却費	40,235	46,407	-6,172
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	600,063	321,911	278,152
修繕費	0	0	0
印刷製本費	832,214	949,951	-117,737
光熱水量料費	60,642	63,655	-3,013
賃借料	1,081,585	1,036,865	44,720
諸謝金	440,000	351,137	88,863
租税公課	81,563	226,354	-144,791
支払手数料	710,985	159,115	551,870
支払負担金	48,220	48,240	-20
委託費	1,147,300	1,137,400	9,900
雑費	316,174	306,353	9,821
事業活動支出計	26,975,034	29,299,633	-2,324,599
評価損益等調整前当期経常増減額	9,508,226	9,917,132	-408,906
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	9,508,226	9,917,132	-408,906
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	9,508,226	9,917,132	-408,906
一般正味財産期首残高	36,368,462	26,451,330	9,917,132
一般正味財産期末残高	45,876,688	36,368,462	9,508,226
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫助成金	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	45,876,688	36,368,462	9,508,226

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1) 平成24年度から公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。
無形固定資産 定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

役員退職引当金 役員退職規定に則り積み立てている。
退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
役員退職引当資産	3,018,343	24	368,050	2,650,317
職員退職引当資産	1,460,638	12	0	1,460,650
小 計	4,478,981	36	368,050	4,110,967
合 計	4,478,981	36	368,050	4,110,967

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充 充当額)	(うち一般正味財産からの充 充当額)	(うち負債に対応する)
特定資産		()	()	()
役員退職引当資産	2,650,317	()	()	(2,650,317)
職員退職引当資産	1,460,650	()	()	(1,460,650)
小 計	4,110,967	(0)	(0)	(4,110,967)
合 計	4,110,967	(0)	(0)	(4,110,967)

5. 担保に供している資産
該当事項なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	1,600,270	1,337,976	262,294
ソ フ ト ウ ェ ア	368,500	110,550	257,950
合 計	1,600,270	1,448,526	520,244

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
研修助成金	労災保険情報センター	0	810,990	810,990	0	—
事業協力金	労災保険情報センター	0	1,470,000	1,470,000	0	—
事業協力金	愛知県外科医会	0	700,000	700,000	0	—
事業協力金	愛知県整形 外科医会	0	1,000,000	1,000,000	0	—
事業協力金	愛知女性医 師の会	0	550,000	550,000	0	—
合 計		0	4,530,990	4,539,330	0	

8. 重要な後発事象
該当事項なし

9. その他
該当事項なし

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記4.基本財産及び特定資産の増減及びその残高に記載していますので付属明細書の記載を省略しています。

2. 引当金の明細

(単位:円)

名 称	期 首 残 高	当 期 繰 入 額	当 期 取 崩 額		期 末 残 高
			目 的 取 崩 額	目 的 外 取 崩 額	
退職給付引当金	4,478,981	36	368,050	0	4,110,967

事業報告の付属明細書

1. 該当がありません

令和5年度 監 査 報 告 書

1. 監査の範囲

令和5年度における業務執行、財産の状況、収支決算に関する会計処理について監査を実施した。

2. 監査の実施日及び日数

令和6年4月24日(1日)

3. 監査人

監 事 林 敬 一 郎
監 事 犬 飼 偉 経

4. 監査立会人

事務局長 近藤孝志

5. 監査事項

業務監査及び会計監査

- (1) 重要な理事会に出席のほか、事務局長から業務内容の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を受けた。
- (2) 業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を受けた。
- (3) 会計監査については、現金・金融機関に関する諸帳簿及び計算書類、附属明細書等の会計処理について特に詳細に調査した。

以上、当協会定款第22条に基づいた監査の結果、令和5年度の業務執行・財産の状況について不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する事実は認められませんでした。

また、諸帳簿等も正確に記載・処理されており、収支計算書、財産諸表及び附属諸表も正確かつ適正であることを認めましたので報告いたします。

令和6年4月24日

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

監 事 犬飼偉経

監 事 林敬一郎

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

会 長 浦 田 士 郎 殿

令和6年度事業計画

1. 事業場衛生管理者の教育・指導

日時：令和6年9月5日(木) 13:45～16:00
 場所：名古屋市中村文化小劇場ホール
 (名古屋市中村区中村町茶ノ木25)
 演題：「新たな化学物質管理の進め方」
 講師：もろかみ社会保険労務士事務所
 もろかみ労働安全衛生コンサルタント事務所
 所長 加藤善士 氏
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓発指導
 産業保健研修会の開催

日時：令和7年2月20日(木) 14:00～16:00
 場所：栄ガスビル5階 栄ガスホール
 演題：「職場で問題となるメンタル疾患への対応について」
 講師：中部電力パワーグリッド株式会社非常勤産業医
 (前 中部電力株式会社総括産業医)
 西田友厚 先生
3. 学術講演会
 労災医療特別講演会
 第1回

日時：令和6年10月31日(木) 14:00～16:00
 場所：昭和ビル9階ホール
 演題：「脊椎手術における新規技術と導入のチャレンジ」
 講師：愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院
 副院長兼脊椎脊髄センター長
 金村徳相 先生

 第2回

日時：令和7年1月16日(木) 14:00～16:00
 場所：今池ガスビル7階 プラチナルーム
 演題：「小児運動器疾患の診断と治療」
 講師：あいち小児保健医療総合センター
 副センター長 鬼頭浩史 先生
4. 労災診療費算定実務研修会

愛知労働局、公益財団法人労災保険情報センターとの共催で、当協会会員を含む労災保険指定医療機関を対象に労災診療費の算定などについて説明を行う。
 日時：令和6年9月12日(木) 14:00～15:40
 方式：ZOOMを使用したオンライン研修
5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導

第1回 4月23日(火)
 名古屋広小路ビルディング14階共用会議室
 第2回 10月22日(火)
 名古屋広小路ビルディング14階共用会議室
6. 労災診療費の受領委任

毎月原則25日に公益財団法人労災保険情報センター契約医療機関への労災診療費に係る銀行等口座振込(受領委任払い)を実施。
7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
 労災診療費見解統一指導委員会の開催

日時：未定
 場所：愛知労働局労働基準部労災補償課
8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援

労災診療費算定基準の広報・普及、交通事故での第三者行為災害等と自賠責保険等との調整及び労災保険制度の運用に係る相談又は支援を行う。
 ・愛知県損害保険医療協議会専門委員会運営の事務を行う。
9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策

慶弔関係(弔電・献花等)、中医共株式会社によるグループ保険の機会の提供等を行う。
10. 労働保険事務組合事業

会員等の雇用保険資格取得・喪失手続き、労働保険事務手続きの負担軽減、労働保険料の3分割納付、特別加入制度等の普及を行う。
 また、社会保険労務士と業務委託契約し、会員等の社会保険手続き等の代行を行う。
11. 会報の発行

第125号 令和6年10月発行予定
 第126号 令和7年3月発行予定
 ※当協会ホームページに掲載
 (活動報告→協会報)

収 支 予 算 書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	41	41	0
特定資産受取利息	41	41	0
受取入金会金	50,000	60,000	-10,000
受取入金会金	50,000	60,000	-10,000
受取会費	10,980,000	10,998,000	-18,000
受取年会費	10,980,000	10,998,000	-18,000
事業収益	4,340,000	4,530,990	-190,990
労災保険情報センター受取研修助成金	820,000	810,990	9,010
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,470,000	-200,000
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,000,000	1,000,000	0
愛知女性医師の会受取事業協力金	550,000	550,000	0
受取負担金	15,200,000	15,162,840	37,160
受取事業運営負担金	15,200,000	15,162,840	37,160
委託事業収益	3,000,000	2,490,400	509,600
事務組合委託費	3,000,000	2,490,400	509,600
雑収益	5,640,513	3,240,989	2,399,524
受取利息	513	513	0
中部医師共済会受取事務費	350,000	344,337	5,663
医師会負担金	4,600,000	2,112,000	2,488,000
雑収益	690,000	784,139	-94,139
経常収益計	39,210,554	36,483,260	2,727,294
(2) 経常費用			
事業費	6,330,016	6,156,071	173,945
給料手当	4,500,000	4,403,007	96,993
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	690,000	679,869	10,131
旅費交通費	120,000	116,580	3,420
通信運搬費	160,000	137,934	22,066
減価償却費	70,000	73,700	-3,700
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	40,000	29,906	10,094
修繕費	0	0	0
印刷製本費	20,000	0	20,000
光熱水量費	0	0	0
賃借料	50,000	19,536	30,464
諸謝金	0	0	0
租税公課	16	16	0
支払手数料	2,000	1,459	541
委託費	528,000	528,000	0
雑費	150,000	166,064	-16,064
管 理 費	28,070,036	20,818,963	7,251,073
給 料 手 当	15,000,000	10,405,747	4,594,253

退 職 給 付 費 用	1,000,036	36	1,000,000
福 利 厚 生 費	2,600,000	1,891,668	708,332
会 議 費	100,000	72,110	27,890
旅 費 交 通 費	2,000,000	1,809,670	190,330
通 信 運 搬 費	1,300,000	1,280,751	19,249
減 価 償 却 費	50,000	40,235	9,765
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 品 費	480,000	600,063	-120,063
修 繕 費	0	0	0
印 刷 製 本 料 費	1,000,000	832,214	167,786
光 熱 水 料 費	70,000	60,642	9,358
賃 借 料 金	1,400,000	1,081,585	318,415
諸 謝 金	450,000	440,000	10,000
租 税 公 課	90,000	81,563	8,437
支 払 手 数 料	880,000	710,985	169,015
支 払 負 担 金	50,000	48,220	1,780
委 託 費	1,200,000	1,147,300	52,700
雑 費	400,000	316,174	83,826
経常費用計	34,400,052	26,975,034	7,425,018
評価損益等調整前当期経常増減額	4,810,502	9,508,226	-4,697,724
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,810,502	9,508,226	-4,697,724
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,810,502	9,508,226	-4,697,724
一般正味財産期首残高	45,876,688	36,368,462	9,508,226
一般正味財産期末残高	50,687,190	45,876,688	4,810,502
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0		0
受取国庫助成金	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	50,687,190	45,876,688	4,810,502

一般社団法人 愛知県労災指定医協会 役員

役職	氏名	医療機関名
会 長	浦田 士郎	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院
副 会 長	伊藤 之一	(医)栄真会 伊藤医院
	浅井 貴裕	(医)孝友会 孝友クリニック
	井戸田 力	(医)承継会 井戸田整形外科名駅スポーツクリニック
常任理事 *兼務	渡邊 健太郎	愛知淑徳大学健康医療科学部
	河村 英徳	カワムラ整形外科
	佐藤 和郎	(医)広徳会 佐藤病院
	河野 弘	公益社団法人日本海員被済会 名古屋被済会病院
	江口 武史	(医)イーージースタジオ
	小出 敬之	こいで整形外科
理 事	阿部 守	(医)メディライフ あべクリニック
	荒尾 和彦	蒲郡市民病院
	伊藤 貴	(医)恵心会 いとう整形外科・外科
	稲見 英樹	(医)稲英会 稲見眼科
	大野 貴也	おおのクリニック
	奥村 猛	奥村整形外科・リウマチ科クリニック
	亀井 洋太郎	三ツ池整形外科
	川部 幹子	コスモス眼科
	鬼頭 早苗	鬼頭医院
	葛島 達也	(医)くずしまクリニック
	小早川 裕明	小早川整形外科・内科
	後藤 学	(医)桃源堂 後藤病院
	近藤 薫	(医)楽生会 こんどうクリニック
	宍戸 秀隆	宍戸整形外科
	神野 治	じんのクリニック
	鈴木 匡史	鈴木整形外科
	高田 幹彦	(医)知昌会 岩倉病院
	高柳 和男	(医)高柳医院
	武内 有城	たけうちファミリークリニック
	谷川 智康	(医)遠藤外科・整形外科
	塚本 正美	朝日が丘整形外科
	勅使河原 修	みずほ通りクリニック
	寺島 照雄	(医)寺島整形外科
	中村 博司	(医)中村整形外科
	楡 孝子	オオノ眼科クリニック
	長谷川 恒雄	あおなみクリニック
	細野 二郎	(医)泉会 細野クリニック
	榎村 進	マキムラクリニック
	松岡 秀起	(医)広至会 まつおか整形外科
	松原 明久	松原眼科岩塚クリニック
村瀬 範高	ほてい整形外科クリニック	
森 宗茂	(医)森整形外科	
安井 徹郎	(医)やすい医院	
山本 邦雄	(医)山武会 岡崎南病院	
山本 哲也	やまもとクリニック	
監 事	林 敬一郎	宮根はやしクリニック
	犬飼 偉経	犬飼クリニック
顧 問	宮崎 秀樹	
	稲垣 善幸	
	彦坂 博	彦坂クリニック
	山田 洋	胃腸科外科山田クリニック
	長屋 孝美	(医)善恵会長屋病院
オブザーバー	河村 英徳	カワムラ整形外科

※敬称略順不同。ただし、理事は五十音順。

労災診療費算定基準が改定 2024年6月以降の診療分に適用されます

主な改定点

1. 初診料・再診料を引き上げます
2. 術中透視装置使用加算の対象となる部位・手術が増えます
3. 入院時食事療養費の金額を引き上げます
4. 労災電子化加算の措置期間が2026年3月診療分までに延長されます
5. 新型コロナウイルス感染症罹患後症状の場合の職場復帰支援・療養指導料の区分が「その他の疾患の場合」に変更されます

1. 初診料・再診料の引き上げ

労災診療費の初診料及び再診料の金額を、以下のとおり引き上げます。

【初診料】

- ・ 3,820円 → **3,850円**
- ・ 1,910円 → **1,930円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・ 1,820円 → **1,850円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合)

【再診料】

- ・ 1,400円 → **1,420円**
- ・ 700円 → **710円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・ 1,000円 → **1,020円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合) ※歯科のみ

2. 術中透視装置使用加算の拡充（対象部位の拡大・対象手術の追加）

術中透視装置使用加算の対象を以下のとおり追加しました（赤字が改定箇所）。

- 「大腿骨」「下腿骨」「上腕骨」「前腕骨」「手根骨」「中手骨」「手の種子骨」「指骨」「足根骨」「膝蓋骨」「足趾骨」**「中足骨」および「鎖骨」**の骨折観血的手術、骨折経皮的鋼線刺入固定術、骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術又は関節内骨折観血的手術
- 「脊椎」の経皮的椎体形成術または脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術
- **「骨盤」の骨盤骨折非観血的整復術、腸骨翼骨折観血的手術、寛骨臼骨折観血的手術又は骨盤骨折観血的手術（腸骨翼骨折観血的手術および寛骨臼骨折観血的手術を除く）**

3. 入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費の金額を以下のとおり引き上げます。

【入院時食事療養費（Ⅰ）1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 770円 → **800円**
- ② 流動食のみを提供する場合 690円 → **730円**

【入院時食事療養費（Ⅱ）1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 610円 → **640円**
- ② 流動食のみを提供する場合 550円 → **590円**

4. 労災電子化加算の措置期間の延長

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求または光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。この加算の措置期間が**2026年3月診療分まで**となりました（**2024年4月以降の診療分から適用します**）。

（注1）薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

（注2）電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となります。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。ヘルプデスクへお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム 🔍 検索

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク
0120-631-660

5. 職場復帰支援・療養指導料の見直し

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたこと等に伴い、「③ 新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状の場合」については、**今後は「② その他の疾患の場合」の要件及び点数で算定**します。

詳しい算定要件については、労災診療算定基準または算定マニュアルをご確認ください。

【2024年5月まで】「③新興感染症（新型コロナウイルス）罹患後症状の場合」（月1回）
初回 600点、2回目 500点



【2024年6月以降】「②その他の疾患罹患後症状の場合」（月1回）
初回 **680点**、2回目 **420点**、3回目 **330点**、4回目 **250点**

労災診療費算定基準、算定マニュアルおよび各種様式は
厚労省ウェブサイトに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai_shinryouhi/kaitei0604.html



愛知県損害保険医療協議会専門委員会便り

令和6年7月4日(木)、一般社団法人日本損害保険協会中部支部会議室において、苦情相談事案にかかる意見交換が行われました。以下、事案を掲載します。

なお、専門委員会の運営にあたって、昨今の報道にもありますように損害保険大手4社の独占禁止法疑義による公正取引委員会の立ち入り検査を受け、一般社団法人日本損害保険協会から公益社団法人日本医師会に協力依頼（※運営上の留意点）があり、それを踏まえて行うこととなったため、各損害保険会社からの回答はなく、損保側代表幹事が各事案についてコメントを行う方式となりました。

※運営上の留意点（抜粋）

保険金支払いや各種サービスに関する意見交換を行う場合、競争領域として扱われる内容において、統一した見解を示すことや、各社の実務や見解を比較検討できる形式での会社ごとに見解を示すことは、独占禁止法に抵触する恐れがある。

事案1

医療機関は毎月、損害保険会社に治療費を請求していたが、1年半近く何ら連絡もなのまま全額未収となっていたため損保担当者に連絡。遅延理由を聞くも不明瞭な回答しか返ってこない。何度も取り上げられているが、未だにこのようなことが起きているとの問題提起。

〈損保側からのコメント〉

この事案にかかる事故は、物損の程度により契約者（加害者）側から「そもそも損害（怪我）が発生しているのか？」との異議申出があったものだが、事情があり支払いが出来ないのであればその事情をきちんと医療機関に伝える必要があったもので、本事例をしっかりと各社に共有して、このようなことを防ぐよう進めていきたい。

事案2

後遺障害申請にあたり、主治医は他疾患の関連性の有無について精査が必要と判断、被災者本人と損害保険会社担当者から了解を得た上で、他院で受診、検査の予定を立てた。

ところが、損害保険会社側の弁護士から、他院での受診料を含めた全ての費用について支払えないと突然連絡があった。仮に弁護士であっても明確な医学的根拠が示されないのは単なる越権行為であり、主治医が納得できる理由を示すべきで、それが出来ないのであれば、法的根拠を損害保険会社担当者は示す必要があるのではないかとの問題提起。

〈損保側からのコメント〉

本件は、外傷上の争点が発生していたとのことで、双方に弁護士が立った事案であった。しかしながら、損害保険会社担当者がお支払について約束した経緯があり、担当者あるいは弁護士が丁寧な対応をすべきであったもので、展開に応じて漏れのないように、かつ丁寧に説明するよう周知徹底していきたい。

事案3

事故発生翌日から治療を開始、事故発生からおよそ2か月半を経過したころに、損害保険会社担当者から医療機関窓口へ「当月末で治療費の支払いを打ち切る。」との電話があった。損害保険会社が「療養費立替サービスの打ち切り」を伝えることは各社の基準によるものと理解しているが、伝達以前に医療機関へ身体状況等の照会を再三お願いしているが徹底されていないことの問題提起。

〈損保側からのコメント〉

あらかじめきちんと診療担当医師から情報を得て、それを基に被害者ときちんと話し、合意が得られたならばその旨を医療機関に適切にお知らせし、合意が得られなかった場合は、引き続き、損保側の見解が診療担当医師からのきちんと裏付けられた情報をもって、被害者に向けて協議を行うべきと考える。

「療養費立替サービスの中止」と「診療の中止」を混同しないよう、被害者に理解してもらえるような説明をするようにしていきたい。

! ワンポイント労災診療

● 外来管理加算の特例

再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置等を行った場合でも、その点数が外来管理加算の52点に満たない場合には、特例として外来管理加算を算定することができます。

また、外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替えて算定することができます。

Q 1. 頸部、腰部、右上腕にそれぞれ消炎鎮痛等処置（マッサージ等の手技による療法）を行った場合、外来管理加算は算定できるのか。

A 算定できる。

(例) 消炎鎮痛等処置(頸部)	35点(+外来管理加算52点)
消炎鎮痛等処置(腰部)	35点 → 52点(読み替え)
消炎鎮痛等処置(右上腕)	35点×1.5倍=53点
処置料	140点(35点+52点+53点)
外来管理加算	52点(別途算定)
合計	140点(処置料)+52点(外来管理加算)=192点

Q 2. 次のような場合に外来管理加算は算定できるのか。

運動器リハビリテーション料(Ⅱ)1単位(右上肢)	270点(180点×1.5)
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)(頸部)	35点
消炎鎮痛等処置(器具等による療法)(右上肢)	53点(35点×1.5)

A 消炎鎮痛等処置(頸部)の算定点数が52点未満であることから、消炎鎮痛等処置(頸部)を算定する場合には、外来管理加算は算定できる。

次の①から③の何れかにより算定する。

- ① 運動器リハビリテーション(Ⅱ)(右上肢)270点と、消炎鎮痛等処置(頸部)35点を算定した場合は、消炎鎮痛等処置(頸部)の所定点数が52点未満であることから、外来管理加算は算定できる。
270点+35点+52点(外来管理加算)=357点
- ② 運動器リハビリテーション(Ⅱ)(右上肢)270点と、消炎鎮痛等処置(右上肢)53点を算定した場合は、消炎鎮痛等処置(右上肢)の所定点数が52点を超えていることから、外来管理加算は算定できない。
270点+53点=323点
- ③ 消炎鎮痛等処置(頸部)35点と消炎鎮痛等処置(右上肢)53点を算定した場合は、消炎鎮痛等処置(頸部)の所定点数が52点未満であることから、外来管理加算は算定できる。
35点+53点+52点(外来管理加算)=140点

したがって、①及び③については、外来管理加算は算定できるが、最も算定点数が高くなる①により算定する。

Q 3. 医療機関が訪問看護を行った場合、外来管理加算は算定できるのか。

A 算定できない。

外来管理加算は、再診料を算定した場合における加算であり、訪問看護を行った場合には、外来管理加算は算定できない。